

■H27年度 既存建築物省エネ化推進事業【更新履歴】

・更新月日:2015年11月5日(マニュアル Ver.2)

ページ	項目	更新内容	
		現行	更新後
P.1	1. 交付申請から補助金受領までの流れ	⑥平成28年度(平成29年2月末)まで継続する場合の手続き	⑥平成28年度(平成29年1月中旬)まで継続する場合の手続き
P.2	1及び2の備考 ※1	建築士等	建築士 ※「等」を削除
P.3	2. 補助事業のフロー	(2)平成28年度(平成29年2月末)まで継続する事業の場合	(2)平成28年度(平成29年1月中旬)まで継続する事業の場合
P.4	3. 交付申請にあたり留意していただく事項	・～(略)～整合していることを建築士等(建築士または施工事業者の代表者)の責任において確認してください。	・～(略)～整合していることを建築士の責任において確認してください。 ※「等」および()内を削除
P.10	提出書類一覧表	4. 建築士等による提案内容への適合確認書【建築士等(*)は内容について責任を持つものとし、その旨を証明する本書類を提出すること。不正があった場合は、建築士法等、関係法令に基づき処分を行う場合があることに留意すること。】 (*) 建築士資格の保有がない場合は、施工事業者の確認でも可とする。 (別添「適合確認書の作成について」参照)	4. 建築士による提案内容への適合確認書【建築士は内容について責任を持つものとし、その旨を証明する本書類を提出すること。不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行う場合があることに留意すること。】 ※「等」を削除 (*) 削除 ()内文章削除
P.21	同上	4. 同上	同上
P.23	同上	5. 同上(実績報告)	同上
P.12	交付申請書【申請書類】	4. 建築士等による提案内容への適合確認書	4. 建築士による提案内容への適合確認書 ※「等」を削除
P.17	6-3 複数年度にまたがる既存建築物省エネ化事業に対する補助	平成29年2月末まで	平成29年1月中旬まで
P.23 P.24	提出書類一覧表	8. 改修工事の工事費等支払いの事実を証明できるもの (納品時の出荷証明書・納品書及び支払済領収書などの写し) (※※)補助対象事業部分の領収書又は実際に要した費用がわかる資料を求めることを検討中です。	8. 改修工事の工事費等支払いの事実を証明できるもの (※※) ①補助対象事業部分の納品時の出荷証明書・納品書 ②補助対象事業部分の支払済領収書の写し (建設事業者の代表者による原本証明がなされたもの) (※※)その他実際に事業の実施に要した費用がわかる資料を求める場合があります。
P.24	【留意事項】①	建築士等	建築士 ※「等」を削除
P.27	7. 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地調査等について	～(略)～現地検査を行う場合があります。	～(略)～現地検査を行う場合があります。 なお、現地検査においては補助事業実施の為に使用する書類の原本を必ず確認させていただきます。 ※原本確認ができない場合は検査不合格となり、「補助金交付額確定通知書」の送付や、補助金の支払手続きは行いませんので、十分ご留意ください。

・更新月日:2015年11月5日(申請様式)

※上記マニュアルの更新に伴い、申請様式の一部を更新しました。

様式	更新内容	
	現行	更新後
交付申請様式[別記様式第1]／変更申請様式[別記様式第4]／「建築士による提案内容への適合確認書」[別紙4]	建築士等	建築士 ※「等」を削除
実績報告様式[別記様式第7]／「建築士による提案内容への適合確認書(実績報告)」[別紙5]	建築士等	建築士 ※「等」を削除
支払済領収書添付様式[任意様式13]	-	様式の追加